

4 令和3年度11月補正予算案の概要（一般会計第6号）

子育て特別給付金支給事業	こども家庭部子育て支援課
	電話: 457-2792

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	6,202,000	6,202,000	0	0	0

※（子ども保護対策費）人件費1,000千円、子育て特別給付金支給事業6,201,000千円の合計

目的	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子どもの未来への支援として平成15年4月2日以降に生まれた児童を養育する子育て世帯に対し臨時特別給付金5万円を支給する。		
背景	令和3年11月19日の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の閣議決定に伴い、平成15年4月2日以降に生まれた児童を養育する子育て世帯に対し、原則年内を目途に5万円の現金給付を行うことが決定された。		
事業内容	1 支給対象児童		
	対象	申請	給付時期
	令和3年10月支給の児童手当対象児童（0歳から中学生）及び同一世帯の兄弟の高校生世代（※）	不要	12月28日予定
	・高校生世代 平成15年4月2日から平成18年4月1日までに出生した者、但し、児童手当支給対象児童の兄弟を除く ・令和3年10月1日から令和4年3月31日までに生まれる児童	必要	申請受付後順次
	※養育者が公務員の場合は、別途申請を要する		
	2 所得制限 児童手当（本則給付）の所得限度額を基準とし、共働きの場合は主たる生計維持者の収入で判定。 （目安：年収103万円以下の配偶者と児童2人の世帯の場合、年収960万円）		
	3 支給額 児童1人当たり5万円		

事業スキーム



